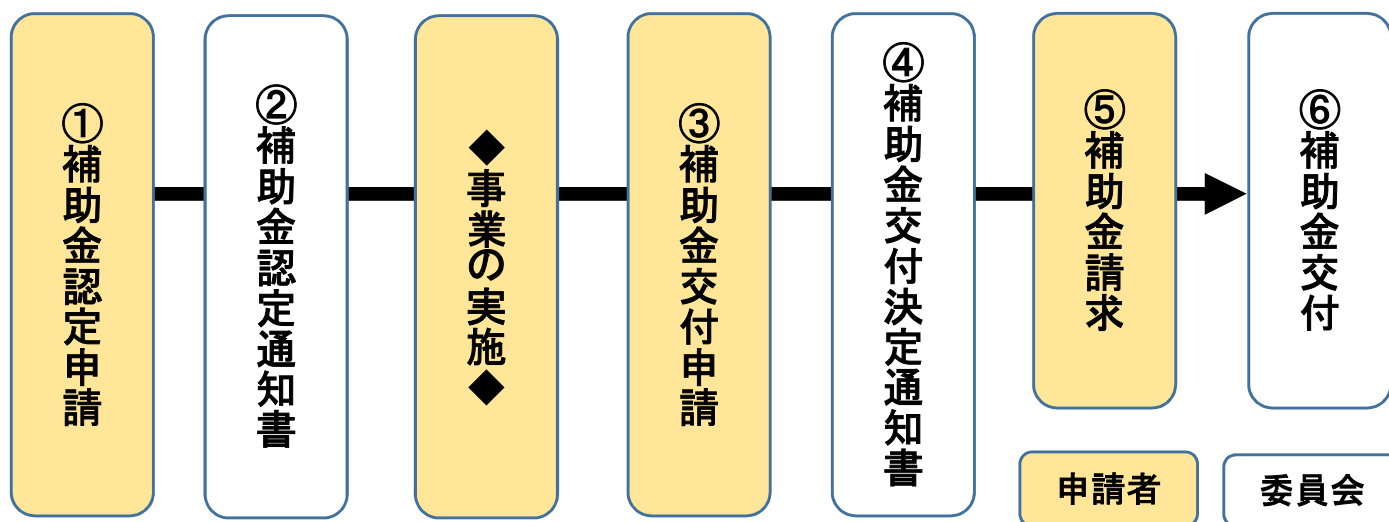


松山市商店街等需要喚起策支援補助金 のご案内

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた
商店街等の需要喚起策を支援します！

松山市商店街等需要喚起策支援補助金の概要									
補助対象者	<p>①市内の商店街組合等（※） ②商店街出資のまちづくり会社 ③商店街等の活性化に寄与する事業を行う社団・財団で委員長が適当と認めるもの</p> <p>※商店街組合等とは・・・ 商店街振興組合、商店街組合、商工組合連合会で法人格を有するもの及び法人化されていない商店街等を構成する任意団体又はこれに類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの</p>								
補助対象事業	<p>商店街の活性化を図る以下の需要喚起策</p> <p>(1) 販売を促進するイベント事業 (2) プレミアム付商品券の販売事業 (3) 割引クーポン券の発行事業 (4) ポイントの発行事業 (5) その他委員長が適当と認めるもの</p>								
補助対象経費	<p>商品券のプレミアム分やポイント上乗せ分、また事業を運営する経費などが対象です。ただし、商品券やポイントの全てが対象ではありません。</p> <p>◆イベント事業費 例：消耗品費、印刷製本費、広告費、委託料など</p> <p>◆商品券・クーポン券 例：1,500円の商品券を1,000円で購入（上乗せは50%まで）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">消費者負担分</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">プレミアム分(上乗せ・割引)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">補助対象</td> </tr> </table> <p>◆ポイント 例：通常ポイントの10倍まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; text-align: center;">通常ポイント</td> <td style="width: 55%; text-align: center;">上乗せポイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">補助対象</td> </tr> </table> <p>◆景品 景品表示法の制限（共同懸賞 最高額30万円、懸賞にかかる売上総額の3%まで）以内</p>	消費者負担分	プレミアム分(上乗せ・割引)		補助対象	通常ポイント	上乗せポイント		補助対象
消費者負担分	プレミアム分(上乗せ・割引)								
	補助対象								
通常ポイント	上乗せポイント								
	補助対象								
補助金の額	<p>【事業費が50万円未満の場合】 補助率9/10以内、上限45万円（1,000円未満切り捨て）</p> <p>【事業費が50万円以上の場合】 補助率8/10以内、上限160万円（1,000円未満切り捨て）</p>								
期間	<p>【認定申請期間】 令和2年6月1日～令和3年2月28日</p> <p>【補助対象期間】 令和2年6月1日～令和3年3月31日</p>								

ご利用の流れ



申請時の必要書類

認定申請時	
	松山市商店街等需要喚起策支援補助金認定申請書（様式第1号）
	収支予算書（様式第2号）
	定款又は規約等
	その他委員長が必要と認める書類
交付申請時	
	松山市商店街等需要喚起策支援補助金交付申請書（様式第5号）
	収支決算書（様式第6号）
	支払い根拠資料（領収書又は帳簿類等）
	その他委員長が必要と認める書類

<お問い合わせ先及び申請窓口>

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

TEL：089-948-6710 FAX：089-934-1844

※松山市ホームページから申請書類をダウンロードできます

「松山市HP」⇒「くらしの情報」⇒「産業」⇒「商業」

⇒ [松山市商店街等需要喚起策支援補助金](#)